

市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18才未満の者であるが、<u>下記に留意する。</u></p> <p><u>(1) 罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</u></p> <p><u>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 児童記録表は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節4(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18歳未満の者であるが、<u>罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となる</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節3(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>

改正後	現行
<p><u>なお、これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定める必要がある。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 要保護児童対策地域協議会 第1～2節 略 第3節 要保護児童対策地域協議会の運営</p> <p>1. 業務 (1)～(5) 略 <u>(6) 地域協議会は、施設入所中の子どもと保護者等についても、児童相談所や児童福祉施設等と密接な連携を図り、定期的に子どもや保護者の状況を把握しておき、一時帰宅または退所に際しては、関係者の対応を十分協議する。</u></p> <p>(7) 略 <u>(8) 出生前であっても、要保護児童として支援が見込まれるケースについては、地域協議会の対象ケースとし、個別ケース検討会議を開催して出生後の対応を検討する。</u></p> <p>第4節 要保護児童対策調整機関 1～2 略 3. 業務 (1) 略 (2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。 ①～② 略 ③関係機関等との連絡調整 ・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。） ・特に、対象ケースが生活保護世帯であって必要な場合には、福祉</p>	<p>6～8 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 要保護児童対策地域協議会 第1～2節 略 第3節 要保護児童対策地域協議会の運営</p> <p>1. 業務 (1)～(5) 略 (6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。</p> <p>(7) 略</p> <p>第4節 要保護児童対策調整機関 1～2 略 3. 業務 (1) 略 (2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。 ①～② 略 ③関係機関等との連絡調整 ・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）</p>

改正後	現行
<p><u>事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行う。</u></p> <p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点 (1)～(4) 略 <u>(5) 生活保護世帯であって必要な場合には、福祉事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行うこと。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点 (1)～(4) 略</p> <p>以下 略</p>